

【全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度】[®]

経営ダブルアシスト

一般傷害保険

今なら、最大約
55%割引

貴社の企業防衛のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

時代の変化は労災を取り巻く状況にも
大きな変化をもたらしています。

なんと

うつ病による自殺や過労死等の

新しい労災リスクが増加しています！

そして

それらメンタルヘルズに起因する労災は

高額な賠償責任が続出しています！

つまり

生産力低下や風評被害のリスクもあわせて

経営悪化の可能性も！

**労災事故で高額な賠償！
その備えのご案内です。**

労災リスクに対する「企業防衛」は経営者の重要な責任です。

□保険期間：平成24年10月1日午後4時～平成25年10月1日午後4時

□募集期間：平成24年7月2日～平成24年9月21日

□ご加入方法：ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

中途加入は毎月受付中

お申し込み月の翌月1日の午前0時の
補償開始でご加入いただけます。

募集期間	加入手続き締切日	加入期間	保険料振替日	保険料払込方法
新規加入 平成24年7月2日(月)～ 平成24年9月21日(金)	平成24年9月21日(金)	平成24年10月1日(月)午後4時～ 平成25年10月1日(火)午後4時まで	平成24年 11月27日(火) ^{(*)2}	毎月団体からの 口座振替 ^{(*)3}
中途加入 平成24年9月24日(月) 以降	毎月25日 ^{(*)1}	加入手続き月の翌月の1日午前0時から 平成25年10月1日(火)午後4時まで	加入始期月の 翌月27日 ^{(*)2}	毎月団体からの 口座振替 ^{(*)3}

(*)1)土・日・祝日の場合はその直前の営業日 (*2)金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSチウウカウカイ」[MBS]等と記載されます。
(*3)保険料のほかに制度維持費500円が加算されます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

現在ご加入の方は必ずお読みください。ご希望いたします。
今回更新いただく一般傷害保険につきましては、補償内容や保険料に一部改定があります。補償内容の主な改定点や保険料につきましてはご加入いただいた代理店にお問い合わせください。

- この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け一般傷害保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「経営ダブルアシスト」は、本制度のネットネームです。
- ご加入の対象となる方は、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員で政府労災保険に加入している事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

信頼の中央会の制度、だから安心。

ご存知ですか？ 労働災害に関するあれこれ

「労働災害」のリスクヘッジ

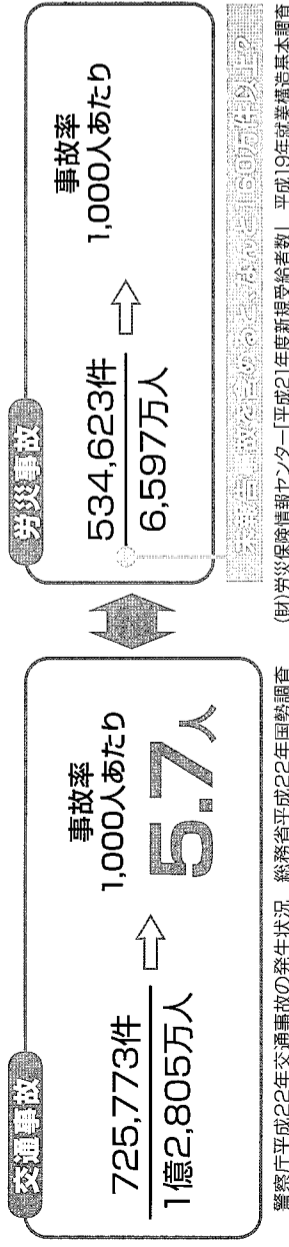
が企業経営の“安心”につながります。



労働災害の現状

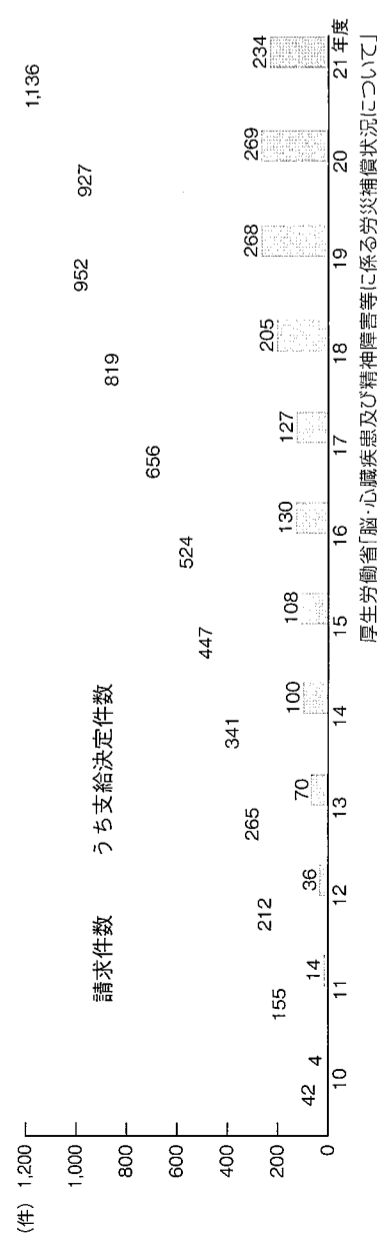
1 労災事故と交通事故の事故発生率を見ると...

こちらをご覧ください。交通事故では事故率が1,000人あたり5.7人に対し、労災事故の場合では8.1人にもなります。このように事故発生率では、労災事故が交通事故を上回っています。



警察庁平成22年交通事故の発生状況 総務省平成22年国勢調査 (財)労災保険情報センター(平成21年度新規受給者数) 平成19年就業構造基本調査

2 精神障害等に係る労災請求件数の推移



3 高度化する企業賠償責任金額

判決内容	業種	被害者	年
1 1億6,524万円 建設 玉掛していた原木が落下	建設	製造作業員	2000
2 8,486万円 学校 教諭が雪崩れに遭遇	食品製造	現場所長	1998
3 8,323万円 建設 作業員が2階開口部より転落	建設	若手社員	1997
4 6,539万円 販売 改修事中のガス爆発	広告	研修医	2004
5 6,419万円 建設 配電工事中に感電	病院	若手作業員	2006

出典：労働調査会 <http://www.chosokai.co.jp/> 「新・労災事故と示談の手引抜粋」



高度化する企業責任・新しいタイプの労災認定に対応しています。
 ケガによる労災事故だけでなく、過労死・過労自殺に起因する安全配慮義務違反等の会員の企業の法律上の賠償責任に対応しています。



高額になる民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)も補償します。
 使用者賠償責任担保特約は、「ケガ」や「過労死・過労自殺」等が原因で会員企業の法律上の企業責任が生じた場合、民事上の賠償金や訴訟費用もカバーします。



「賠償補償」と「定額補償」のダブル補償で企業をがっちり守ります。
 死亡事故等により賠償責任を負った場合の「賠償補償」と、死亡保険金や入院等の治療費等の「定額補償」のダブル補償を実現しました。会員企業をがっちり守ります。



派遣社員や構内下請作業員の方々も補償できます。
 事業主・役員、パート・アルバイト、建設業下請の方はもちろん、派遣社員および構内下請作業員も補償対象に含めることができます。



就業中の事故を補償する合理的な設計です。
 就業中に発生するのは主にケガ。就業中の病気・ケガの治療費は政府労災保険で全額給付されますので、法定外補償を目的とする、シンプルで合理的な補償を実現しています。
 ※事業主・役員は24時間補償が可能です。



会員企業ならではの割安な保険料水準。
 団体割引等の適用により、一般に契約するより最大約55%割安に加入できます。



保険金は会社受け取りが可能です。
 事業補償型なら貴社が被保険者となるため、保険金は貴社が受取ることができます。災害補償規定を定め、弔慰金や見舞金として活用できます。



グローバル化に対応。国内外の補償です。
 各補償は国内に限らず海外での事故も補償。海外出張等グローバル化に対応しています。



保険料は全額損金処理が可能です。
 詳細は最寄の税務署もしくは税理士にご相談ください。



経営ダブルアシストなら

経営ダブルアシスト®

企業向けの
賠償補償

役員・従業員向けの
定額補償

団体割引等適用のため、保険料が最大約55%割引!!!
のダブル補償で守ります。

1 一般の加入より最大約55%割引に加入できます!!

※団体割引(30%・過去の損害率による割引(30%・役員一括契約割引)(*)10%もしくは5%

2 企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円 / 1災害あたり5億円まで補償します!!

※業務中のケガなどにもなる入院・通院補償、万一死亡した場合や後遺障害を負った場合の死亡補償・後遺障害補償などの定額補償は、もちろん、業務に従事する方の災害にも法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

3 労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします!!

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

4 加入者に保険金をお支払いします!!

※事業補償型を選択した場合。
※災害補償規定による見舞金・甲敷金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。
※保険金の会社受取には、ご加入時に補償対象者(代表となる方)の同意をいただくことが必要となります。

5 建設業の下請はもろろん、派遣社員・構内下請作業員も補償します!!

事業主・役員(*), 従業員(*), パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*), 構内下請作業員(**)も補償の対象に含めることができます。(*)オプション
※政府労災の特別加入制度対象者である一人親方および事業主も補償の対象に含めることができます。

商品特長

(*)換算補償対象者数5名以上19名以下の場合5%、換算補償対象者数20名以上の場合は10%
[1-30%(団体割引)] × [1-30%(過去の損害率による割引)] × [1-10%(役員一括契約割引)] = 0.45 → 最大約55%割引

補償内容 (当パンフレット「経営ダブルアシスト(一般傷害保険)補償の内容」を必ずご参照ください)

企業向け 賠償金への備え 事業主の賠償責任は、法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円 / 1災害あたり5億円まで補償いたします!! 従業員の方の業務中、通勤中の労災事故により、使用者である企業等が法律上の賠償責任を負担された場合に 損害賠償金 (弁護士費用) をお支払いします。 等の損害に対して保険金をお支払いします。	企業向け 臨時費用への備え 死亡保険金・後遺障害保険金をお支払いするケースで、180日以内に企業等が臨時に費用を負担された場合に 事業主費用保険金 をお支払いします。	企業向け 万一の備え 役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に死亡された場合に 死亡保険金 をお支払いします。
役員・従業員向け 後遺障害の備え 役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に後遺障害が発生された場合に 後遺障害保険金 をお支払いします。	役員・従業員向け 入院・手術の備え 役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に入院・手術された場合に 入院保険金 (手術保険金) をお支払いします。	役員・従業員向け 通院の備え 役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に通院された場合に 通院保険金 をお支払いします。

オプション

役員・従業員向け 休業の備え
 役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*)をされ、180日以内に就業不能となり、その期間が免責期間(3日)を超えた場合に **傷害休業保険金** をお支払いします。

(*)急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

商品改定実施! 加入いただいた会員さんの声を制度に反映しました!!

日射病・熱中症を補償して欲しい、補償範囲を拡大して欲しい、保険料はできるだけ安くしてほしい、加入いただいた全国の中央会員の皆様の声を制度に反映しました。加入いただいた会員の皆様によって補償内容はよりよいものになり、経営ダブルアシストはさらに役立つ制度へと成長してまいります。

組合仲間が紹介してくれました。

協同組合の仲間から本制度を紹介してもらいました。組合の制度であること、保険料が割安で補償範囲が広いこと、そして何よりも組合の仲間が加入していることが加入のポイントです。私の業界ではパート・アルバイトさんも多く働いており、ちよとしたケガをする可能性があります。この制度はパート・アルバイトさんにも正社員と同じ補償ができ、安心して働ける、と言ってくれています。私にとっても、私にとってもうれしい言葉です。パート・アルバイトさんだけでなく、限りかぎり長く働いてもらいたいですね。

6 熱中症や日射病、通勤途上のケガも補償します!! (自動セット)

業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務上疾病」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。

7 業務中の地震・噴火・津波等の天災によるケガ等も補償します!! (オプション)

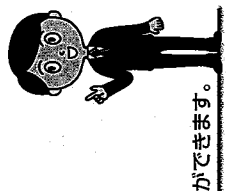
8 従業員の人数報告は不要で簡単。パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります!!

9 入院保険金・通院保険金を1日目からお支払いします!!

10 売上高等と業種に基づいて保険料を算出します!

11 保険料は全額損金処理の上、満期時の保険料精算は不要です!

12 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加算ポイントになります!!



WINクラブにご加入いただくこと
 かんたん
 WINクラブとは? 「Wide Information Network」の頭文字をとっており、原則として、日本国内に所在する法人を対象とし、中小企業向けの各種情報・サービスを提供する会員制クラブです。弊社契約の有無に関わらず加入することができます。

WINクラブにご加入いただいた皆様には企業経営をサポートするために専門家によるメンタルケア、カウンセリングサービスをはじめ、様々なサービスをご提供します。

【メンタルケア・ホットライン】の特長

対面カウンセリング

Web相談
 専門カウンセラーによるWeb相談(PC)
 24時間365日対応

電話相談
 電話相談 (携帯・PHSからも可)
 24時間365日対応

予約制 (1人年間5回まで)

ご存知ですか?
 労働安全衛生法第66条の第8第1項・労働安全衛生規則第52条の2は、「月100時間以上の時間外労働を行った労働者には医師による面接指導を行う」旨を規定しています。

企業情報提供

就業規則判断

助成金診断

法律・税務・人事労務 インターネット相談

※1 このサービスは、WINクラブにご加入いただいた方が対象となります。経営ダブルアシストにご加入いただいた方には、別途、WINクラブのお申し込みが必要となります。
 ※2 詳細はWINクラブパンフレットをご参照ください。お問い合わせはお申し込みは担当代理店までご連絡ください。

早い保険金支払いに満足です。
 北海道(建設業)

中央会の方と代理店の対応にビックリ!
 福岡県(運送業)

私たちの業界では、労災上乗せ補償は必要不可欠です。ただし最近の環境は厳しいので、保険料は安い方がいいですね。この制度はいつも相談に乗ってくられる組合の会報で知りまりました。あまり保険のことは詳しくないのでも保険料は安くても補償内容はどうなのだろうと思いましたが、ある工事現場で下請作業員が落ちて骨折したときに労災保険の給付決定前に保険金を支払われ、ホッとしました。やはり中央会の制度は安心ですね。私にとっても、私にとってもうれしい言葉です。パート・アルバイトさんだけでなく、限りかぎり長く働いてもらいたいですね。

Q&A

Q1 この制度の特長は何ですか？

A.1

主な特長は以下の3点です。

- ① 中央会の全国制度であるので、個々に加入するより最大約55%の割引が保険料に適用できます。
- ② 業種と売上高で保険料を算出するので、期中に人数の変更があっても手続きは不要です。
- ③ 事業主・役員、従業員、パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員、派遣社員、構内下請作業員等も補償対象に含めることができます。

Q2 政府労災保険に加入しているのに、なぜ「経営ダブルアシスト」をすすめるのですか？政府労災保険とどのような関係にありますか？

A.2

政府労災保険と「経営ダブルアシスト」は自動車保険における自賠責保険と任意自動車保険のような関係になります。政府労災保険は最低限の補償と見え、「経営ダブルアシスト」は、政府労災保険の上乗せ補償としての機能を有しています。

Q3 この制度の補償対象者は誰になりますか？

A.3

事業主・役員、従業員、パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員、一人親方などに加え、派遣社員、構内下請作業員等も補償の対象に含めることができます。

Q4 派遣社員など社員以外の労働者の事故で受入企業が責任を問われるケースがあるのですか？

A.4

政府労災保険が適用される労働者は業務に従事する従業員やパート・アルバイトの人たちですが、派遣社員や請負作業員を受け入れている場合、受入先企業の責任も問われるケースがあります。

ダイリィサポート

※ご相認の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます)、被保険者(法人は除きます)、またはご契約者もしくは被保険者もしくは被保険者の配偶者、同居の親族(以下相談対象者といいますが)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動を除きます。)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談になります。


- ①身の回りの法律^(*)
- ②身の回りの税金^(*)
- ③介護保険制度やケアプラン、各種介護関連事業者のご案内等

- ④公的年金等の社会保険^(*)
- ⑤ケルメ・レジャー・冠婚葬祭等

- ⑥健康(看護師がご対応します。)

 **0120-285-110**
☎PHS OK (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

①の介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報

 **0120-285-110**
☎PHS OK (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

^(*)弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

※上記のサービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

Q5 役員も加入できますか？

A.5

加入することができます。通常、役員は政府労災保険に加入する場合、特別加入をする必要があります。この「経営ダブルアシスト」は役員の特例加入の有無を問いませんので、役員も補償の対象に含めることができます。

Q6 災害補償規定等を超える賠償が心配ですが、どうすればよいでしょうか？

A.6

使用者賠償責任担保特約が自動セットされていますので、災害補償規定等を超える損害賠償にも対応できます。

Q7 保険料の税務処理はどうなりますか？

A.7

保険料は全額損金処理が可能です。

※実際の税務処理は税理士にご相談ください。

Q8 建設業は夏場熱中症が心配ですが、対象になりますか？

A.8

はい、業務に伴って発症した熱中症を補償することができます(死亡保険金も対象です。)

Q9 精神的なストレス等による政府労災の請求件数が高水準で推移していますが、企業の「安全配慮義務」を問われた場合、対応できますか？

A.9

「経営ダブルアシスト」では、「ケガ」や「過労自殺・過労死」が原因で法律上の企業責任が生じた場合、民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)もカバーできます。

 **http://www.kaigonw.ne.jp/**

②加入後の変更

①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出たこと(義務)加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。))
この意味では、告知事項は、以下の事項となります。
(1)補償対象者の属する企業等の業種区分および職種級別割合
(2)他の保険契約等(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。))

(3)ご契約の保険料算出基礎
(4)役員の数および職種級別割合(全員付保式特約をセットして、役員を補償する場合のみ告知事項となります。))

(*1)「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

②死亡保険金受取人の指定について(「償還補償型」の場合)
死亡保険金受取人を特定の方向に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)、同意のないままにご加入をされた場合、ご加入が無効となります。

企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするとご加入については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明させていただきますようお願い申し上げます。

③保険金請求忘れのご確認について:継続してご加入いただく場合は、現在のご契約において保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成24年10月1日以後の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

② 引落し補償

口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に2か月分をお引落しいたします。2か月連続で引落しできなかった場合には、最初の引落し不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落しから2か月連続で引き落としできなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

③ 保険料の払込期(引落し)期間中の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。))までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできなかつたり、ご加入を解除させていただきます。

④ 先取特権について

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高等に基づいて保険料を算出いたします。保険期間中の売上高等の増減にかかわらず、保険料の請求または返戻は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高等が把握可能な最近の会計年度等の売上高等に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字を確認できる公表資料・率動的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

⑤ 加入時の確認

①ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入依頼書等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

②ご加入後の変更:ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者ではなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただくから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

⑥ 遺言保険料の変更について

団体割引率30%は、換算補償対象者数が【全国中小企業団体中央会の所得補償制度】と合算して10,000人以上の場合の金額です。換算補償対象者数が9,999人以下となった場合、また損害率に変更があった場合には、保険料を修正させていただきます。

⑦ 引受保険会社の経営が破綻した場合

引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返戻金等の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

●使用者賠償責任補償において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険請求権(費用保険金)に関するものを被保険者です。について、先取特権を有します。(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受け得る権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限りです。ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●もし事故が起きたときは

- ①事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減される場合があります。
- ④賠償事故の場合:保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、「経営ダブルアシスト(一般傷害保険)」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡りする予定です。必要に応じて団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことから記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

団体名・組合名

お問い合わせ先
取扱代理店/引受保険会社

(一社)全国測量設計業協会連合会

東京海上日動火災保険代理店 アークオフィス
TEL 03-5281-3893 FAX 03-5281-3887